

1章 総則

ページ	旧	新
1-1-1	<p>第2 計画の基本方針</p> <p>本計画において、災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。</p>	<p>第2 計画の基本方針</p> <p>本計画において、災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、地盤の液状化、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。</p>
1-1-1	<p>第2 計画の基本方針</p> <p>さらに、感染症流行時の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>第2 計画の基本方針</p> <p>さらに、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>
1-2-2	<p>第2 防災関係機関の処理すべき任務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <p>(10) 避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設</p>	<p>第2 防災関係機関の処理すべき任務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <p>(10) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設</p>
1-2-6	<p>7 指定公共機関</p> <p>[西日本電信電話株式会社（滋賀支店）] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p>	<p>7 指定公共機関</p> <p>[NTT西日本株式会社（滋賀支店）] NTTドコモビジネス株式会社</p>
1-2-8	近江鉄道株式会社	近江鉄道株式会社・ 一般社団法人近江鉄道線管理機構
1-2-9	(追記)	<p>[滋賀県道路公社]</p> <p>(1) 被災道路施設の復旧</p>
1-2-9	(追記)	<p>9 公共団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <p>[J A レーク伊吹、J A 北びわこ、滋賀県森林組合、長浜南部土地改良区、姉川左岸土地改良区、姉川沿岸土地改良区、湖北土地改良区、早崎内湖土地改良区]</p>
1-3-5	3 気象	3 気象

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(1) 気象概要</p> <p>② 降水量</p> <p>(略)</p> <p>※湖岸部の降水量：長浜地域気象観測所における平年値（1991 年～2020 年の平均）。</p> <p>※山間部の降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値（1991 年～2020 年の平均）。</p> <p>※湖岸部の日最大 1 時間降水量：長浜地域気象観測所 1976 年 1 月～2024 年 4 月の値。</p> <p>※山間部の日最大 1 時間降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所 1976 年 4 月～2024 年 4 月の値。</p> <p>③ 積雪</p> <p>(略)</p> <p>※山間部の最深積雪の平年値と日数：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値（1991 年～2020 年の平均）。</p> <p>※山間部の最深積雪：柳ヶ瀬地域気象観測所 1981 年 11 月～2023 年 4 月の観測値。</p>	<p>(1) 気象概要</p> <p>② 降水量</p> <p>(略)</p> <p>※湖岸部の降水量：長浜地域気象観測所における平年値（1991 年～2020 年の平均）。</p> <p>※山間部の降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値（1991 年～2020 年の平均）。</p> <p>※湖岸部の日最大 1 時間降水量：長浜地域気象観測所 1976 年 1 月～2025 年 4 月の値。</p> <p>※山間部の日最大 1 時間降水量：柳ヶ瀬地域気象観測所 1976 年 4 月～2025 年 4 月の値。</p> <p>③ 積雪</p> <p>(略)</p> <p>※山間部の最深積雪の平年値と日数：柳ヶ瀬地域気象観測所における平年値（1991 年～2020 年の平均）。</p> <p>※山間部の最深積雪：柳ヶ瀬地域気象観測所 1981 年 11 月～2025 年 4 月の観測値。</p>
1-3-7	<p>1 災害時の気象状況等</p> <p>水害は、梅雨前線や台風等に伴う集中豪雨時等により発生することが多い。</p>	<p>1 災害時の気象状況等</p> <p>水害は、梅雨前線や台風等に伴う集中豪雨時等により発生することが多い。</p> <p>雨量の分布は 前線や低気圧の位置により異なるが、特に、日本海に停滯する前線上の低気圧が東北東に進む場合は、大阪湾から流入する南西の風により、京阪神から滋賀県にかけて雨雲が線状化し、非常に激しい雨や猛烈な雨となる場合がある。また、前線が長時間停滯する</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
	近年は、(略) 水害の発生リスクは増大している。	場合は、総雨量が多くなるため、土砂災害や洪水害に警戒を要す。 近年は、(略) 水害の発生リスクは増大している。																																								
1-3-7	2 滋賀県における台風 (1) 台風のコースと暴風雨との関係 ① 北東進型 滋賀県にとって最悪の型で、次の特徴がある。 ・滋賀県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。	2 滋賀県における台風 (1) 台風のコースと暴風雨との関係 ① 北東進型 滋賀県にとって最悪の型で、次の特徴がある。 ・滋賀県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に南東の風が強 <暴風となる。																																								
1-3-12	第5 大規模事故災害の状況 (略) 本市は、JR北陸本線、東海道新幹線、北陸自動車道が市内を通過し、上空を飛行機が通過している。したがって、本市においては以下の大規模事故が発生する危険がある。	第5 大規模事故災害の状況 (略) 本市は、JR北陸本線、 湖西線 、東海道新幹線、北陸自動車道が市内を通過し、上空を飛行機が通過している。したがって、本市においては以下の大規模事故が発生する危険がある。																																								
1-3-13	1 積雪の状況 ■余呉町柳ヶ瀬(1982年以降)の積雪(単位:cm) (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降雪の合計</td> <td>492]※</td> <td>233</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日降雪の最大</td> <td>58]※</td> <td>37</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最深積雪</td> <td>173</td> <td>75</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 出典:気象庁気象統計情報 (令和6年8月現在)	年	2022	2023			降雪の合計	492]※	233			日降雪の最大	58]※	37			最深積雪	173	75			1 積雪の状況 ■余呉町柳ヶ瀬(1982年以降)の積雪(単位:cm) (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降雪の合計</td> <td>492]※</td> <td>233</td> <td>176]※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日降雪の最大</td> <td>58]※</td> <td>37</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最深積雪</td> <td>173</td> <td>75</td> <td>62</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 出典:気象庁気象統計情報 (令和7年6月現在)	年	2022	2023	2024		降雪の合計	492]※	233	176]※		日降雪の最大	58]※	37	60		最深積雪	173	75	62	
年	2022	2023																																								
降雪の合計	492]※	233																																								
日降雪の最大	58]※	37																																								
最深積雪	173	75																																								
年	2022	2023	2024																																							
降雪の合計	492]※	233	176]※																																							
日降雪の最大	58]※	37	60																																							
最深積雪	173	75	62																																							
1-3-14	2 雪害の状況 (1) 発生の条件 西高東低の冬型気圧配置となり、北寄りの季節風が強くなると、日本	2 雪害の状況 (1) 発生の条件 冬型の気圧配置が強まり、北寄りの季節風が強くなると、日本海側、																																								

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	海側、そして 滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。特に小さい低気圧が日本海を東進した直後によく降り、そのあと冬型気圧配置が持続すると積雪量は多くなる。	そして 滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。特に、日本海で形成された日本海寒帯気団収束帯（JPCZ Japan sea Polar air massConvergence Zone）が滋賀県まで南下し、停滞すると大雪になることがある。
1-3-22	1 風水害 [土砂災害警戒区域等] 出典：滋賀県砂防課資料	1 風水害 [土砂災害警戒区域等] 出典：滋賀県土木交通部流域政策局資料
1-3-23	1 風水害 [土砂災害警戒区域図] ・土砂災害警戒区域（滋賀県土木交通部砂防課、第 112 次指定（令和3年7月 16 日指定分））	1 風水害 [土砂災害警戒区域図] ・土砂災害警戒区域（土木交通部流域政策局、第 112 次指定（令和3年7月 16 日指定分））
1-4-1	3 自助・共助・公助の役割分担で防災対策を推進 (略) 市民・企業が自らを災害から守る「自助」と、地域社会が互いを助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」との適切な役割分担に基づき、防災対策を推進する。	3 自助・共助・公助の役割分担で防災対策を推進 (略) 市民・企業が自らを災害から守る「自助」と、地域社会が互いを助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」との適切な役割分担に基づき、防災対策を推進する。 人口減少・著しい高齢化が進行する中山間地域等においては、コミュニティの活力維持に努めるとともに、情報伝達手段の確保や災害ボランティア活動への支援など、地域の実情を踏まえた防災体制の構築に努める。
1-4-1	4 人権尊重、男女のニーズの違い等への配慮 市民には、高齢者、しうがいのある人、乳幼児・児童、妊産婦、傷病者、外国人など災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困難な人や必要な情報が得られないあるいは理解することが困難な人がいる。要配慮者のハンディキャップは、その内容や程度が各人異なることを認識し対応する必要がある。すべての人の人権への配慮を基本に防災	4 人権尊重、男女のニーズの違い等への配慮 市民には、高齢者、しうがいのある人、乳幼児・児童、妊産婦、傷病者、外国人など災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困難な人や必要な情報が得られないあるいは理解することが困難な人がいる。要配慮者のハンディキャップは、その内容や程度が各人異なることを認識し対応する必要がある。また、性的指向・ジェンダーアイデンティ

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	対策を推進する。	イティなども含め、すべての人の人権への配慮を基本に防災対策を推進する。
1-4-2	<p>1 災害時における要配慮者等の避難、救護に係る仕組みの整備 (2) 避難所の整備、福祉避難所の確保 (略)</p> <p>よって、要配慮者や男女、家庭動物の飼養の有無等のニーズの違いに配慮した安全な避難所を確保する。また、特別な介護等の必要な要配慮者に対して福祉避難所を確保する。</p>	<p>1 災害時における要配慮者等の避難、救護に係る仕組みの整備 (2) 避難所の整備、福祉避難所の確保 (略)</p> <p>よって、要配慮者や男女双方の視点、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ、家庭動物の飼養の有無等のニーズの違いに配慮した安全な避難所を確保する。また、特別な介護等の必要な要配慮者に対して福祉避難所を確保する。</p>

2章 災害予防計画

ページ	旧	新
2-1-2	滋賀県防災プラン	第2次滋賀県防災プラン
2-1-4	(追加)	北近江豊臣博覧会推進室
2-1-5	教育改革推進室 すこやか教育推進課	教育改革推進課 学校給食課
2-1-5	(都市建設部の所管業務に追加)	(都市建設部の所管業務に追加) マンホールトイレの設置
2-1-7	イ 市民への情報伝達 (略) (カ) インターネットによる情報伝達	イ 市民への情報伝達 (略) (カ) 長浜市ホームページによる情報伝達
2-1-7	オ 外国人への情報伝達 (ア) 外国人のネットワークを活用した情報伝達 (追加)	オ 外国人への情報伝達 (ア) 外国人のネットワークを活用した情報伝達 (イ) 多言語翻訳機能のある長浜市ホームページによる情報伝達 (ウ) ポルトガル語、スペイン語、英語でのメール配信サービスによる情報伝達
2-1-8	2 情報伝達手段の整備 (ハードの整備) (追加)	2 情報伝達手段の整備 (ハードの整備) (3) 災害対応基本共有情報システムの整備 市は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、予め、SOBO-WEBなど関連システムの整備に努める。
2-1-10	2 応援要員の確保 (略) また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。	2 応援要員の確保 (略) また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		職員派遣に際し、応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。
2-1-14	【応援協定を締結している団体等】 災害時における要援護者支援の協力体制について協定 高齢福祉法人・しうがい福祉法人・農業協同組合 45 法人	【応援協定を締結している団体等】 災害時における要援護者支援の協力体制について協定 高齢福祉法人・しうがい福祉法人・農業協同組合 42 法人
2-1-14 ～15	災害時における井戸水の使用に関する協定 長浜水道企業団・日本電気硝子（株）滋賀高月事業場— 三菱ケミカル （株）滋賀事業所—ヤンマー（株）小型エンジン事業本部総務部	災害時における井戸水の使用に関する協定 長浜水道企業団・日本電気硝子（株）滋賀高月事業場・ヤンマー（株）小型エンジン事業本部総務部
2-1-16	【応援協定を締結している団体等】 (追加)	【応援協定を締結している団体等】 災害廃棄物の処理等に関する基本協定 一般社団法人滋賀県産業資源循環協会 令和7年3月10日 处理困難な災害廃棄物の円滑処理や廃棄物仮置場の運営
2-1-16	【応援協定を締結している団体等】 (追加)	【応援協定を締結している団体等】 滋賀県災害等廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定 滋賀県、県内19市町、一般廃棄物関係の一部事務組合(5団体) 令和7年4月1日 災害時等でごみ処理施設で処理が困難になった場合の相互連携
2-1-16	【応援協定を締結している団体等】 (追加)	【応援協定を締結している団体等】 地域との協働による防災・減災まちづくりおよび損害調査結果の提供・利用に関する協定 三井住友海上 令和7年8月6日 損害調査結果の提供・利用、住家被害認定調査に関する内容を含む研修
2-1-16	【応援協定を締結している団体等】 (令和6年8月現在)	【応援協定を締結している団体等】 (令和7年8月現在)
2-1-17	2 緊急輸送ネットワークの整備 災害時の輸送のため定められた緊急輸送道路と併せて、次の輸送手段との	2 緊急輸送ネットワークの整備 災害時の輸送のため定められた緊急輸送道路と併せて、次の輸送手段との

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。	連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。 また、交通の途絶等により地域が孤立した場合を想定して、無人航空機等を活用した輸送手段の確保に努めるものとする。
2-1-17	2 緊急輸送ネットワークの整備 ⑤ 交通途絶の場合の人力による輸送	2 緊急輸送ネットワークの整備 ⑤ 交通途絶の場合の人力や無人航空機等による輸送
2-1-21	(4) 避難所における良好な生活環境の確保と感染症対策 (略) 避難所開設当初からパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。	(「第3章 応急対策 2 避難所の運営 (2)避難所の管理・運営」に移動)
2-1-21	(5) 避難所又はその近傍における避難生活に必要な物資の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、 備蓄品の調達 にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。	(5) 避難所又はその近傍における避難生活に必要な物資の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。 また、 物資の備蓄・調達 にあたっては、 プライバシーの確保、快適なトイレ環境、適温の食事の供与、安眠の確保など、避難所生活環境の確保に配慮する ほか、要配慮者、女性、子ども のニーズ にも配慮する。
2-1-21	(6) その他	(6) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、予め、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、予め、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>	<p>① 在宅避難者</p> <p>市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、予め情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、予め、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>② 車中泊避難者</p> <p>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、予め、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>
2-1-24	<p>4 避難所に求められる性能と管理運営</p> <p>(2) 避難所等の管理運営</p> <p>避難所の管理運営については、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性、子どもへの暴力防止・安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p>	<p>4 避難所に求められる性能と管理運営</p> <p>(2) 避難所等の管理運営</p> <p>避難所の管理運営については、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室（搾乳スペース含む）の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性、子どもへの暴力防止・安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p>
2-1-36	<p>(2) 避難住民による自主的な管理</p> <p>円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について「避難所運営マニュアル」を作成する。</p>	<p>(2) 避難住民による自主的な管理</p> <p>円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について「避難所運営マニュアル」を作成し、日頃から検討・見直しする。</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。</p> <p>なお、日頃から、市民、自主防災組織、市、関係機関で構成される「避難所運営協議会」を設置し、避難所の運営、役割分担について検討する。</p>	<p>また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。</p> <p>(削除)</p>
2-1-37	<p>12 避難所運営体制の整備</p> <p>(4) 男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。特にプライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性・子どもへの暴力防止、安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所となるよう努める。</p> <p>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</p> <p>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>12 避難所運営体制の整備</p> <p>(4) 男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関して配慮するものとする。特にプライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置(搾乳スペース含む)、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性・子どもへの暴力防止、安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所となるよう努める。</p> <p>また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮し、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p>
2-1-42	<p>② 物資確保の対策</p> <p>ア 市は、備蓄倉庫の整備を図り、食料、生活必需品等につき必要な備蓄を行う。</p>	<p>② 物資確保の対策</p> <p>ア 市は、備蓄倉庫の整備を図り、食料、生活必需品等につき必要な備蓄を行い、これら物質の備蓄状況について年に1回、広く市民に公表する。</p> <p>イ 市民の防災意識の高揚を図り、市民自身による災害時のための食料、</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>イ 市民の防災意識の高揚を図り、市民自身による災害時のための食料、生活必需品、飲料水等の物資備蓄の必要性につき、平常時より広報等による指導、啓発を行い、備蓄を促進し、災害時の自給化を図る。</p> <p>ウ ア、イ及び県による備蓄を合わせて最低3日分、推奨1週間分程度の確保を目標とする。</p>	<p>生活必需品、飲料水等の物資備蓄の必要性につき、平常時より広報等による指導、啓発を行い、備蓄を促進し、災害時の自給化を図る。</p> <p>ウ イにより、家族構成に応じた「最低3日分、推奨1週間分」の非常食や必需品の家庭内備蓄に努め、ア及び県による備蓄によりこれを補完する。(2日程度の量を市と自主防災組織、自治会が確保し、おおむね1日に相当する量を公的備蓄又は流通在庫方式により県が確保する。)</p>
2-1-42	<p>(1) 物資の確保 ② 物資確保の対策</p> <p>ク 粉ミルク等の乳幼児に適した食品や、高齢者、しょうがいのある人に適した食品、食物アレルギーに配慮した食料の調達、供与に配慮する。</p>	<p>(1) 物資の確保 ② 物資確保の対策</p> <p>ク 粉ミルク・液体ミルク等の乳幼児に適した食品や、高齢者、重症心身 しょうがい者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達、供与に配慮する。</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2-1-43	<p>[備蓄目標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>計</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブロック</td><td>長浜</td><td>びわ</td><td>浅井</td><td>湖北</td><td>虎姫</td><td>木之本</td><td>高月</td><td>余呉</td><td>西舞</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ブロック人口</td><td>61,547</td><td>6,701</td><td>12,891</td><td>8,425</td><td>4,956</td><td>6,938</td><td>9,693</td><td>3,059</td><td>3,915</td><td>118,125</td><td>H31.4 現在</td></tr> <tr> <td>柳瀬・関ヶ原断層帯地震想定避難者数</td><td>13,529</td><td>1,473</td><td>2,833</td><td>1,852</td><td>1,089</td><td>1,525</td><td>2,130</td><td>672</td><td>860</td><td>25,963</td><td>避難者合計をブロック人口で配分</td></tr> <tr> <td>要配慮者</td><td>人</td><td>260</td><td>28</td><td>54</td><td>36</td><td>21</td><td>29</td><td>41</td><td>13</td><td>499</td><td>要介護度3以上の人</td></tr> <tr> <td>食料</td><td>食</td><td>40,590</td><td>4,420</td><td>8,500</td><td>5,560</td><td>3,270</td><td>4,580</td><td>6,390</td><td>2,020</td><td>2,580</td><td>77,910 避難者1人3食分</td></tr> <tr> <td>飲料水(ペットボトル)</td><td>本</td><td>20,300</td><td>2,210</td><td>4,250</td><td>2,780</td><td>1,640</td><td>2,290</td><td>3,200</td><td>1,010</td><td>1,290</td><td>38,970 避難者1人15本</td></tr> <tr> <td>毛布</td><td>枚</td><td>27,060</td><td>2,950</td><td>5,670</td><td>3,710</td><td>2,180</td><td>3,050</td><td>4,260</td><td>1,350</td><td>1,720</td><td>51,950 避難者1人2枚</td></tr> <tr> <td>日用品セット</td><td>組</td><td>13,530</td><td>1,480</td><td>2,840</td><td>1,860</td><td>1,090</td><td>1,530</td><td>2,130</td><td>680</td><td>860</td><td>26,000 避難者1人1組</td></tr> <tr> <td>生理用品</td><td>袋</td><td>271</td><td>30</td><td>57</td><td>38</td><td>22</td><td>31</td><td>43</td><td>14</td><td>18</td><td>524 必要な避難者1人1日8枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(子ども用S)</td><td>袋</td><td>56</td><td>7</td><td>12</td><td>8</td><td>5</td><td>7</td><td>9</td><td>3</td><td>4</td><td>111 必要な子ども1人1日8枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(子ども用M)</td><td>袋</td><td>69</td><td>8</td><td>15</td><td>10</td><td>6</td><td>8</td><td>11</td><td>4</td><td>5</td><td>136 必要な子ども1人1日8枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(子ども用L)</td><td>袋</td><td>81</td><td>9</td><td>17</td><td>11</td><td>7</td><td>10</td><td>13</td><td>4</td><td>6</td><td>158 必要な子ども1人1日8枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用M)</td><td>袋</td><td>78</td><td>9</td><td>17</td><td>11</td><td>7</td><td>9</td><td>13</td><td>4</td><td>6</td><td>154 必要な避難者1人1日6枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用L)</td><td>袋</td><td>90</td><td>10</td><td>19</td><td>13</td><td>8</td><td>11</td><td>15</td><td>5</td><td>6</td><td>177 必要な避難者1人1日6枚3日分</td></tr> <tr> <td>仮設トイレ</td><td>基</td><td>91</td><td>10</td><td>19</td><td>13</td><td>8</td><td>11</td><td>15</td><td>5</td><td>6</td><td>178 避難者150人に1基</td></tr> </tbody> </table>	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	備考	ブロック	長浜	びわ	浅井	湖北	虎姫	木之本	高月	余呉	西舞			ブロック人口	61,547	6,701	12,891	8,425	4,956	6,938	9,693	3,059	3,915	118,125	H31.4 現在	柳瀬・関ヶ原断層帯地震想定避難者数	13,529	1,473	2,833	1,852	1,089	1,525	2,130	672	860	25,963	避難者合計をブロック人口で配分	要配慮者	人	260	28	54	36	21	29	41	13	499	要介護度3以上の人	食料	食	40,590	4,420	8,500	5,560	3,270	4,580	6,390	2,020	2,580	77,910 避難者1人3食分	飲料水(ペットボトル)	本	20,300	2,210	4,250	2,780	1,640	2,290	3,200	1,010	1,290	38,970 避難者1人15本	毛布	枚	27,060	2,950	5,670	3,710	2,180	3,050	4,260	1,350	1,720	51,950 避難者1人2枚	日用品セット	組	13,530	1,480	2,840	1,860	1,090	1,530	2,130	680	860	26,000 避難者1人1組	生理用品	袋	271	30	57	38	22	31	43	14	18	524 必要な避難者1人1日8枚3日分	紙おむつ(子ども用S)	袋	56	7	12	8	5	7	9	3	4	111 必要な子ども1人1日8枚3日分	紙おむつ(子ども用M)	袋	69	8	15	10	6	8	11	4	5	136 必要な子ども1人1日8枚3日分	紙おむつ(子ども用L)	袋	81	9	17	11	7	10	13	4	6	158 必要な子ども1人1日8枚3日分	紙おむつ(大人用M)	袋	78	9	17	11	7	9	13	4	6	154 必要な避難者1人1日6枚3日分	紙おむつ(大人用L)	袋	90	10	19	13	8	11	15	5	6	177 必要な避難者1人1日6枚3日分	仮設トイレ	基	91	10	19	13	8	11	15	5	6	178 避難者150人に1基	<p>[備蓄目標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>計</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブロック</td><td>長浜</td><td>びわ</td><td>浅井</td><td>湖北</td><td>虎姫</td><td>木之本</td><td>高月</td><td>余呉</td><td>西舞</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ブロック人口</td><td>60,048</td><td>6,153</td><td>12,067</td><td>7,711</td><td>4,547</td><td>6,080</td><td>9,200</td><td>2,590</td><td>3,411</td><td>111,807</td><td>R7.4 現在</td></tr> <tr> <td>柳瀬・関ヶ原断層帯地震想定避難者数</td><td>12,559</td><td>1,287</td><td>2,524</td><td>1,613</td><td>951</td><td>1,272</td><td>1,924</td><td>542</td><td>713</td><td>23,385</td><td>避難者合計をブロック人口で配分</td></tr> <tr> <td>要配慮者</td><td>人</td><td>211</td><td>31</td><td>44</td><td>34</td><td>31</td><td>40</td><td>40</td><td>19</td><td>470</td><td>要介護度3以上の人</td></tr> <tr> <td>食料</td><td>食</td><td>37,677</td><td>3,861</td><td>7,572</td><td>4,839</td><td>2,853</td><td>3,816</td><td>5,772</td><td>1,626</td><td>2,139</td><td>70,155 避難者1人3食分</td></tr> <tr> <td>飲料水(ペットボトル)</td><td>本</td><td>75,354</td><td>7,722</td><td>15,144</td><td>9,678</td><td>5,706</td><td>7,632</td><td>11,544</td><td>3,252</td><td>4,278</td><td>140,310 避難者1人6本</td></tr> <tr> <td>毛布</td><td>枚</td><td>25,118</td><td>2,574</td><td>5,048</td><td>3,226</td><td>1,902</td><td>2,544</td><td>3,848</td><td>1,084</td><td>1,426</td><td>46,770 避難者1人2枚</td></tr> <tr> <td>生理用品</td><td>枚</td><td>7,533</td><td>772</td><td>1,514</td><td>968</td><td>571</td><td>763</td><td>1,154</td><td>326</td><td>428</td><td>14,029 必要な避難者1人1日8枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(子ども用S)</td><td>枚</td><td>4,019</td><td>412</td><td>808</td><td>517</td><td>305</td><td>408</td><td>616</td><td>174</td><td>229</td><td>7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(子ども用M)</td><td>枚</td><td>4,019</td><td>412</td><td>808</td><td>517</td><td>305</td><td>408</td><td>616</td><td>174</td><td>229</td><td>7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(子ども用L)</td><td>枚</td><td>4,019</td><td>412</td><td>808</td><td>517</td><td>305</td><td>408</td><td>616</td><td>174</td><td>229</td><td>7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用M)</td><td>枚</td><td>1,899</td><td>279</td><td>396</td><td>306</td><td>279</td><td>360</td><td>360</td><td>171</td><td>180</td><td>4,230 必要な避難者1人1日6枚3日分</td></tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用L)</td><td>枚</td><td>1,899</td><td>279</td><td>396</td><td>306</td><td>279</td><td>360</td><td>360</td><td>171</td><td>180</td><td>4,230 必要な避難者1人1日6枚3日分</td></tr> <tr> <td>仮設トイレ</td><td>基</td><td>126</td><td>13</td><td>26</td><td>17</td><td>10</td><td>13</td><td>20</td><td>6</td><td>8</td><td>239 避難者100人に1基</td></tr> </tbody> </table>	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	備考	ブロック	長浜	びわ	浅井	湖北	虎姫	木之本	高月	余呉	西舞			ブロック人口	60,048	6,153	12,067	7,711	4,547	6,080	9,200	2,590	3,411	111,807	R7.4 現在	柳瀬・関ヶ原断層帯地震想定避難者数	12,559	1,287	2,524	1,613	951	1,272	1,924	542	713	23,385	避難者合計をブロック人口で配分	要配慮者	人	211	31	44	34	31	40	40	19	470	要介護度3以上の人	食料	食	37,677	3,861	7,572	4,839	2,853	3,816	5,772	1,626	2,139	70,155 避難者1人3食分	飲料水(ペットボトル)	本	75,354	7,722	15,144	9,678	5,706	7,632	11,544	3,252	4,278	140,310 避難者1人6本	毛布	枚	25,118	2,574	5,048	3,226	1,902	2,544	3,848	1,084	1,426	46,770 避難者1人2枚	生理用品	枚	7,533	772	1,514	968	571	763	1,154	326	428	14,029 必要な避難者1人1日8枚3日分	紙おむつ(子ども用S)	枚	4,019	412	808	517	305	408	616	174	229	7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分	紙おむつ(子ども用M)	枚	4,019	412	808	517	305	408	616	174	229	7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分	紙おむつ(子ども用L)	枚	4,019	412	808	517	305	408	616	174	229	7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分	紙おむつ(大人用M)	枚	1,899	279	396	306	279	360	360	171	180	4,230 必要な避難者1人1日6枚3日分	紙おむつ(大人用L)	枚	1,899	279	396	306	279	360	360	171	180	4,230 必要な避難者1人1日6枚3日分	仮設トイレ	基	126	13	26	17	10	13	20	6	8	239 避難者100人に1基	
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ブロック	長浜	びわ	浅井	湖北	虎姫	木之本	高月	余呉	西舞																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ブロック人口	61,547	6,701	12,891	8,425	4,956	6,938	9,693	3,059	3,915	118,125	H31.4 現在																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
柳瀬・関ヶ原断層帯地震想定避難者数	13,529	1,473	2,833	1,852	1,089	1,525	2,130	672	860	25,963	避難者合計をブロック人口で配分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
要配慮者	人	260	28	54	36	21	29	41	13	499	要介護度3以上の人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
食料	食	40,590	4,420	8,500	5,560	3,270	4,580	6,390	2,020	2,580	77,910 避難者1人3食分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
飲料水(ペットボトル)	本	20,300	2,210	4,250	2,780	1,640	2,290	3,200	1,010	1,290	38,970 避難者1人15本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
毛布	枚	27,060	2,950	5,670	3,710	2,180	3,050	4,260	1,350	1,720	51,950 避難者1人2枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
日用品セット	組	13,530	1,480	2,840	1,860	1,090	1,530	2,130	680	860	26,000 避難者1人1組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
生理用品	袋	271	30	57	38	22	31	43	14	18	524 必要な避難者1人1日8枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(子ども用S)	袋	56	7	12	8	5	7	9	3	4	111 必要な子ども1人1日8枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(子ども用M)	袋	69	8	15	10	6	8	11	4	5	136 必要な子ども1人1日8枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(子ども用L)	袋	81	9	17	11	7	10	13	4	6	158 必要な子ども1人1日8枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(大人用M)	袋	78	9	17	11	7	9	13	4	6	154 必要な避難者1人1日6枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(大人用L)	袋	90	10	19	13	8	11	15	5	6	177 必要な避難者1人1日6枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
仮設トイレ	基	91	10	19	13	8	11	15	5	6	178 避難者150人に1基																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ブロック	長浜	びわ	浅井	湖北	虎姫	木之本	高月	余呉	西舞																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ブロック人口	60,048	6,153	12,067	7,711	4,547	6,080	9,200	2,590	3,411	111,807	R7.4 現在																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
柳瀬・関ヶ原断層帯地震想定避難者数	12,559	1,287	2,524	1,613	951	1,272	1,924	542	713	23,385	避難者合計をブロック人口で配分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
要配慮者	人	211	31	44	34	31	40	40	19	470	要介護度3以上の人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
食料	食	37,677	3,861	7,572	4,839	2,853	3,816	5,772	1,626	2,139	70,155 避難者1人3食分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
飲料水(ペットボトル)	本	75,354	7,722	15,144	9,678	5,706	7,632	11,544	3,252	4,278	140,310 避難者1人6本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
毛布	枚	25,118	2,574	5,048	3,226	1,902	2,544	3,848	1,084	1,426	46,770 避難者1人2枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
生理用品	枚	7,533	772	1,514	968	571	763	1,154	326	428	14,029 必要な避難者1人1日8枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(子ども用S)	枚	4,019	412	808	517	305	408	616	174	229	7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(子ども用M)	枚	4,019	412	808	517	305	408	616	174	229	7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(子ども用L)	枚	4,019	412	808	517	305	408	616	174	229	7,488 必要な子ども1人1日8枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(大人用M)	枚	1,899	279	396	306	279	360	360	171	180	4,230 必要な避難者1人1日6枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
紙おむつ(大人用L)	枚	1,899	279	396	306	279	360	360	171	180	4,230 必要な避難者1人1日6枚3日分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
仮設トイレ	基	126	13	26	17	10	13	20	6	8	239 避難者100人に1基																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2-1-43	<p>計算方法</p> <p>飲料水 避難者×1(日)×3(リットル) /0.5(※2リットル入りペットボトル)(10単位切り上げ)</p> <p>仮設トイレ 避難者÷150(150人に1基(75人に1箇所必要とし、半分は既存施設で対応))(1単位切り上げ)</p>	<p>計算方法</p> <p>飲料水 避難者×1(日)×3(リットル) /0.5(※500ミリリットル入りペットボトル)(10単位切り上げ)</p> <p>仮設トイレ 避難者÷100(100人に1基(50人に1箇所必要とし、半分は既存施設で対応))(1単位切り上げ)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2-1-44	(「2 確保すべき物資の種類 ⑤ 燃料 イ」(2-1-45)から移動)	(5) 事業者等との連携体制の構築 市は、県と連携し、災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結し、定期的に連絡先等の交換や訓練を通じて、人員や資機材等の速やかな確保や運営の実効性を高め、連携の強化を進める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
2-1-44 ～45	<p>2 確保すべき物資の種類</p> <p>多数の避難者を収容し、生活支援を行うため、次の必要な主要物資及び資機材を確保する。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。(略)</p> <p>なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子ども、家庭動物の飼育の有無にも配慮する。</p>	<p>2 確保すべき物資の種類</p> <p>多数の避難者を収容し、生活支援を行うため、次の必要な主要物資及び資機材を確保する。また、新物資システム（B-PLO）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。(略)</p> <p>なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子ども、家庭動物の飼育の有無にも配慮し、製品の選定にあたって女性職員や防災会議の女性委員の意見を聞くものとする。</p>
2-1-45	<p>(1) 災害時、緊急に必要な物資等</p> <p>① 食料等</p> <p>・乾パン、米、粉ミルク等（乳アレルギーに対応したものを含む）、高齢者用非常食、食物アレルギーに配慮した食料、缶詰、弁当業者による弁当、その他</p>	<p>(1) 災害時、緊急に必要な物資等</p> <p>① 食料等</p> <p>・乾パン、米、乳児用粉ミルク・液体ミルク等（乳アレルギーに対応したものを含む）、高齢者用非常食、食物アレルギーに配慮した食料、缶詰、弁当業者による弁当、その他</p>
2-1-45	<p>③ 生活必需品等</p> <p>(略)</p> <p>オ 日 用 品：ちり紙、タオル、石鹼、歯ブラシ、歯磨き粉、ひげ剃り、ビニール袋、バケツ、洗剤、ロープ等、救急医療セット</p> <p>(略)</p> <p>ク 衛生用品：紙おむつ、おむつカバー、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ、救急医療セット等</p> <p>(略)</p> <p>コ その他：段ボールベッド</p> <p>④ 生活関連資機材</p> <p>簡易トイレ、発電機、投光器、簡易風呂等</p>	<p>③ 生活必需品等</p> <p>(略)</p> <p>オ 日 用 品：トイレットペーパー、ちり紙、タオル、石鹼、歯ブラシ、歯磨き粉、ひげ剃り、ビニール袋、バケツ、洗剤、ロープ等、救急医療セット</p> <p>(略)</p> <p>ク 衛生用品：幼児・小児用おむつ、おむつカバー、大人用おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ、救急医療セット等</p> <p>(略)</p> <p>コ その他：段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド</p> <p>④ 生活関連資機材</p> <p>簡易トイレ、発電機、投光器、入浴設備（簡易風呂）、洗濯設備等</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
2-1-45	<p>⑤ 燃料</p> <p>イ 事業者等との連携体制の構築 市は、県と連携し、災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結する。</p> <p>ウ 市民への広報</p>	<p>⑤ 燃料</p> <p>(「1 物資確保の手段等 (5)」へ移動)</p> <p>イ 市民への広報</p>
2-1-46	(追加)	<p>⑥ 代替水源</p> <p>市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</p>
2-1-48	第 10 環境、衛生体制整備計画 (市民生活部、健康福祉部)	第 10 環境、衛生体制整備計画 (市民生活部、健康福祉部、 都市建設部)
2-1-48	<p>2 ごみ処理体制 (略)</p> <p>(3) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、～(略)～災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。(略)</p>	<p>2 ごみ処理体制 (略)</p> <p>(3) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、～(略)～災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>(4) 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</p> <p>(5) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。(略)</p>
2-2-2 2-2-3		(県指定緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路)に、県道加田田村線を追記)
2-2-4	(追加)	工 道路管理者は、アンダーパス(交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺より低くなっている道路)における冠水対策等の水害防止対

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		策を行うものとする。
2-2-14	第5 建築物災害の予防 (追加)	(3) 建築物の耐震化や老朽化対策に加え、家具等の固定・ガラス飛散防止による建築物の屋内の安全確保に取り組むとともに、進捗状況について定期的な確認を行う。
2-2-14	(追加)	(5) リスクコミュニケーションの充実のための液状化ハザードマップの定期的な見直しや更新、周知・普及等を行う。
2-2-16	(追加)	第5 建築物災害の予防 7 罹災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
2-2-17	(ア) 水害対策 a 送電設備 鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。	(ア) 水害対策 a 送電設備 鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。
2-2-18	(ウ) 雪害対策 a 送電設備 鉄塔には、オフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策(リシング等)を実施する。	(ウ) 雪害対策 a 送電設備 鉄塔には、オフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。
2-2-18	(カ) 土砂崩れ対策 土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の	(カ) 土砂崩れ対策 土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人为的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から 関係業者 へのPRを徹底する。	強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人为的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から 協力会社 へのPRを徹底する。
2-2-19	(‡) 地震対策 c 配電設備 地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。	(‡) 地震対策 c 配電設備 地中配電線路は、 埋立地等 の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。
2-2-19	a 通信連絡施設及び設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。	a 通信連絡施設及び設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（ 通信事業者からの提供回線 含む）の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。
2-2-19 ～20	a 通信連絡施設及び設備 (a) 無線伝送設備 ・マイクロ波無線等の固定 無線 施設及び設備 (b) 有線伝送設備 ・通信線搬送設備（光搬送 設備 含む） (c) 交換設備（防災関係機関との直通電話含む。）	a 通信連絡施設及び設備 (a) 無線伝送設備 ・マイクロ波無線等の固定 無線回線 施設及び設備 (b) 有線伝送設備 ・通信線搬送設備（光搬送 回線 含む） (c) 交換設備（防災関係機関との直通電話 を 含む。）
2-2-20	b 情報収集伝達体制の強化 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、「 ア 通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。	b 情報収集伝達体制の強化 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、 前号に定める「(イ)通信連絡施設及び設備」 に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。
2-2-21	(‡) その他災害復旧用施設及び設備 電気 施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、現在時点の配備状況等を確認の上、 リスト化するよ	(‡) その他災害復旧用施設及び設備 重要 施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、現在時点の配備状況等を確認の上、整備・点検を行

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	努めるとともに、整備・点検を行う。	う。
2-2-21	ウ 復旧用資機材等の確保及び整備 関西電力・関西電力送配電は、災害に備え、次の事項を実施する。	ウ 復旧用資機材等の確保及び整備 関西電力・関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。
2-2-21	ウ 復旧用資機材等の確保及び整備 (カ) 復旧用資機材等の仮置場の確保 災害発生時に、仮置場について、非常事態時の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。	ウ 復旧用資機材等の確保及び整備 (カ) 復旧用資機材等の仮置場の確保 災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、予め公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。
2-2-21	工 電気事故の防止 関西電力・関西電力送配電は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。	工 電気事故の防止 関西電力・関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。
2-2-22	b P Rの方法 電気事故防止P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。	b P Rの方法 電気事故防止P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびS NS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。
2-2-22	c 停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析、人工呼吸器などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。	c 停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。
2-2-30	第7 文化財災害予防計画 (市民協働部) (略) (追加)	第7 文化財災害予防計画 (産業観光部) (略) 第8 復興の事前準備 市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興ま

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		ちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとし、国は、これを推進するものとする。
2-3-3	(3) 防災リーダーの育成 なお、育成の手段としては講習会の実施などが考えられるが、その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成とともに男性リーダーの理解促進につながるよう配慮する。	(3) 防災リーダーの育成 なお、育成の手段としては講習会の実施などが考えられるが、その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成とともに男性リーダーの理解促進につながるよう配慮する。 なお、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるようにする。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないようする。
2-3-5	9 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。	9 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。
2-3-6	13 計画の実施時期 防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。	13 計画の実施時期 防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間、過去に災害が発生した年からの節目（周年）等を考慮して実施する。
2-3-7	また、「滋賀県防災プラン」の実行計画7「ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める」の内容を参考に取組を行う。	また、「第2次滋賀県防災プラン」の実行5「ひとつづくり、つながりづくり」の内容を参考に取組を行う。
2-3-7	3 機能別訓練 市職員向けには実地訓練と併せて図上訓練を実施する。	3 機能別訓練 市職員向けには実地訓練と併せて図上訓練を実施する。また、新防災システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）等、各種防災関連システムの利用促進や操作習熟のため、研修や訓練の実施に努める。

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>また市民向けに、D I G (D i s a s t e r I m a g i n a t i o n G a m e) 等のワークショップ形式の防災訓練を導入する。</p>	<p>市民向けに、D I G (D i s a s t e r I m a g i n a t i o n G a m e) 等のワークショップ形式の防災訓練を導入する。</p>
2-3-8	<p>また、「滋賀県防災プラン」の実行計画6「当事者力・地域力を高める」の内容を参考に取組を行う。</p>	<p>また、「第2次滋賀県防災プラン」の実行1「生き延びるための事前防災」の内容を参考に取組を行う。</p>
2-3-8 ～10	<p>1 自主防災組織の設置促進 (1) 設置育成の基本原則 (追加) (2) 既存組織の活用 (3) 規約 (4) 防災計画 (5) 自主防災組織の活動 (6) 育成</p>	<p>1 自主防災組織の設置促進 (1) 設置育成の基本原則 (2) 女性の参画の促進 自主防災活動に多様な意見が反映されるよう、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画を促進する。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないよう配慮する。 (3) 既存組織の活用 (4) 規約 (5) 防災計画 (6) 自主防災組織の活動 (7) 育成</p>
2-3-10	<p>3 自主防災組織間の連携 自主防災組織は、日頃より、防災推進員等を通じて、近隣の自主防災組織と災害時における相互の応援協力体制や地域の自主防災組織間における情報・人的交流に努める。</p>	<p>3 自主防災組織間の連携 自主防災組織は、日頃より、防災推進員等を通じて、近隣の自主防災組織と災害時における相互の応援協力体制や地域の自主防災組織間における情報・人的交流に努める。 また、消防団や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。</p>
2-3-12	<p>5 専門ボランティアとの連携体制の構築</p>	<p>5 専門ボランティアとの連携体制の構築 (7) 避難所運営・避難生活支援（避難生活支援リーダー・センター等）</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
2-3-12 ～13	(追加)	第5 被災者援護協力団体の登録制度の整備 (本文略)
2-3-14	第6 要配慮者支援体制の整備 (略) また、「滋賀県防災プラン」の実行計画3 「要配慮者への合理的配慮を提供する」の内容を参考に取組を行う。	第6 要配慮者支援体制の整備 (略) また、「第2次滋賀県防災プラン」の実行2 「災害時要配慮者や多様なニーズに配慮した避難支援」の内容を参考に取組を行う。
2-3-17	(避難行動要支援者名簿の対象者の区分、基準を示す表) (区分「その他」) ・ 精神しうがい者訪問指導実施者で、ひとり暮らし、又は高齢者の親等世帯の人 ・ 障害者手帳を保持しない、難病等のある人で、成人訪問指導を実施している人 ・ 障害者手帳を保持しないしうがいのある児童等	(避難行動要支援者名簿の対象者の区分、基準を示す表) (区分「その他」) ・上記以外の高齢者やしうがいのある人、医療的ケアを必要とする人、ひきこもり状態の人などで、避難や災害時の情報伝達に支援や配慮を要する人
2-3-18	(2) 避難支援システムの整備 ① 災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画）の作成 (略) 県は、個別避難計画の作成を促進するため、人材育成や先進事例の情報提供等をはじめ、市町の取組を積極的に支援する。	(2) 避難支援システムの整備 ① 災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画）の作成 (略) 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努め、県は、人材育成や先進事例の情報提供等をはじめ、市町の取組を積極的に支援する。
2-3-18	③ 安否確認体制の整備 (追加)	③ 安否確認体制の整備 才 避難行動要支援者のリストなどを、被災時に県および関係支援団体（DMAT、DHEATなどの支援組織や応援自治体職員など）とどのように共有するかなど、情報の利用が迅速にできるよう体制を構築する。
2-3-19	(追加)	⑦ クラウド型被災者支援システム等の活用 市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		者の情報管理、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行等に、国のクラウド型被災者支援システム等の活用を図るなど、被災者支援業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。
2-3-19	<p>(3) 避難に必要な施設整備</p> <p>④ 「福祉避難所」の指定</p> <p>福祉避難室では避難生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者に対応するため、福祉避難所の要件を満たし、福祉避難所としての機能を有する市内の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。指定する際は、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>なお、民間の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する場合は、当該施設管理者と十分調整の上、指定福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結する。</p> <p>災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努める。</p> <p>福祉避難所は、災害発生後の被災状況や住民の避難状況などから、必要に応じて開設するものとする。</p>	<p>(3) 避難に必要な施設整備</p> <p>④ 「福祉避難所」の指定</p> <p>福祉避難室では避難生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者に対応するため、福祉避難所の要件を満たし、福祉避難所としての機能を有する市内の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。指定福祉避難所を指定する際は、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>なお、民間の社会福祉施設等を福祉避難所とする場合は、当該施設管理者と十分調整の上、福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結する。</p> <p>災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努める。</p> <p>また、高齢者、しうがい者、乳幼児等に配慮した栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>福祉避難所は、災害発生後の被災状況や住民の避難状況などから、必要に応じて開設するものとする。</p>
2-3-22	<p>9 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策</p> <p>災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</p>	<p>9 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策</p> <p>災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</p>
2-3-22	(追加)	10 しうがい者の防災情報取得等に関する施策の推進

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		<p>県および市町は、しうがいの種類及び程度に応じてしうがい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県および市町は、しうがいの種類及び程度に応じてしうがい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。</p>
2-4-2	<p>2 農業用ため池等対策</p> <p>(1) 防災重点農業用ため池等整備事業の推進</p> <p>本市には、防災重点農業用ため池が散在しているが、その多くは堤防が老朽化し、漏水、あるいは洪水時には決壊のおそれもある。毎年、綿密な調査を行い、災害危険箇所については、各管理者に対策について指導する。</p> <p>(2) 災害危険箇所の把握</p> <p>① 防災重点農業用ため池は、豪雨等による堤防の決壊等で予期せぬ水害を招くことがあるので、平素からパトロールを行い、災害危険箇所の把握を行う。</p> <p>② 災害発生時、又は発生のおそれのあるときには、農業用ため池管理者は、災害危険箇所の緊急調査を行うものとする。</p> <p>(3) 災害時における農業用ため池等の水の活用等</p> <p>地域の水利の状況によっては、農業用ため池の水を、緊急な場合の消火、生活用水として確保できるよう整備を図る。</p> <p>(4) 対策事業</p>	<p>2 農業用ため池等対策</p> <p>(1)災害危険箇所の把握</p> <p>① 災害発生時、又は発生のおそれのあるときには、農業用ため池管理者は、災害危険箇所の緊急調査を行うものとする。</p> <p>② 防災重点農業用ため池は、豪雨等による堤防の決壊等で予期せぬ水害を招くことがあるので、平素からパトロールを行い、災害危険箇所の把握を行う。</p> <p>(2)防災重点農業用ため池等整備事業の推進</p> <p>① 本市には、防災重点農業用ため池が散在しているが、その多くは堤防が老朽化し、漏水、あるいは洪水時には決壊のおそれもある。毎年、綿密な調査を行い、災害危険箇所については、各管理者に対策について指導する。</p> <p>② 管理者は、令和元年度に策定（令和5年度改定）された滋賀県ため池中長期整備計画に基づいて、農村地域防災減災事業（国庫補助事業）を活用し堤体の強化を図り、被害面積を最小限に止めるように努める。平成25年度から平成27年度にかけて県が実施した農業用ため池一斉点検の結果を受け、市は令和2年度に指定された防災重点農業用ため池の耐震診断等</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>管理者は、令和元年度に策定（令和5年度改定）された滋賀県ため池中長期整備計画に基づいて、農村地域防災減災事業（国庫補助事業）を活用し堤体の強化を図り、被害面積を最小限に止めるように努める。</p> <p>平成25年度から平成27年度にかけて県が実施した農業用ため池一斉点検の結果を受け、市は令和2年度に指定された防災重点農業用ため池の耐震診断等詳細な調査を進め、対策工事が必要と判断された場合は、計画的に国の補助事業を活用した対策工事を実施する。</p> <p style="text-align: right;">資料編参照：防災重点ため池</p>	<p>詳細な調査を進め、対策工事が必要と判断された場合は、計画的に国の補助事業を活用した対策工事を実施する。</p> <p>(3) 災害時における農業用ため池等の水の活用等</p> <p>地域の水利の状況によっては、農業用ため池の水を、緊急な場合の消火、生活用水として確保できるよう整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">資料編参照：防災重点農業用ため池</p>
2-4-7	<p>② 消防団力の維持・強化</p> <p>ア 地域防災力を維持するため、消防団員の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、「実働消防団員数」の実態把握、整理調整により、消防団力の維持・強化を図る。</p>	<p>② 消防団力の維持・強化</p> <p>ア 地域防災力を維持するため、消防団員の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、ドローン等のデジタル技術活用の加速化、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、「実働消防団員数」の実態把握、整理調整により、消防団力の維持・強化を図る。</p>
2-4-8	<p>2 林野火災予防計画</p> <p>林野火災は、乾期の風による樹木の枝の摩擦で発生する場合があるが、ほとんどの場合、たばこ、たき火等火気の取扱い不始末によるものであるため、消防本部は、林野火災消防体制を強化するとともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。</p>	<p>2 林野火災予防計画</p> <p>林野火災は、乾期の風による樹木の枝の摩擦で発生する場合があるが、ほとんどの場合、たばこ、たき火等火気の取扱い不始末という人為的なものであるため、消防本部は、林野火災消防体制を強化するとともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。</p> <p>ひとたび林野火災が発生すると、気象条件や地形、飛び火等により、急激な延焼拡大や延焼方向が急変するおそれがあり、消火活動においては、全体像の把握や林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を要すること等に留意する必要がある。このため、消防本部及び市は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えに努める。</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
2-4-8	<p>(1) 防火対策の強化</p> <p>① 消火活動の迅速化を図るため、林道整備事業の推進に努める。</p> <p>② 林野所有者若しくは管理者に対し、防火帯等の整備を指導する。</p>	<p>(1) 防火対策の強化</p> <p>① 消火活動の円滑な実施のため、林道整備事業の推進に努める。</p> <p>② 林野所有者若しくは管理者に対し、防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備を指導する。</p>
2-4-8	<p>(2) 巡回監視及び指示広報</p> <p>人為的な原因による林野火災の発生を防止するため、入山者、通行人等に対し、次の措置を講ずるとともに、火災危険の高い時期においては、気象条件、林野内作業、登山、ハイキング等による入山者の状況により、消防団の協力の下に巡回監視（防災パトロール）を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な注意、指示及び指導を行う。</p> <p>① 入山者のための立札の設置と保全</p> <p>② 火気注意事項の掲載パンフレット等の配布</p> <p>③ 火入れ等に関する許可の取得、届け出義務の徹底</p> <p>④ その他必要事項</p>	<p>(2) 巡回監視及び指示広報</p> <p>人為的な原因による林野火災の発生を防止するため、入山者、通行人等に対し、次の措置を講ずる。また、火災危険の高い時期においては、気象条件、林野内作業、登山、ハイキング等による入山者の状況により、火災に関する警戒情報等を発表するとともに、消防団の協力の下に巡回監視（防災パトロール）を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な注意、指示及び指導を行う。</p> <p>① 入山者のための立札の設置と保全</p> <p>② 山火事予防運動等の機会やSNS、パンフレット等に各種媒体による火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知</p> <p>③ 火入れ・たき火等に関する許可申請の徹底、適切な火災予防措置への対応、火入れ等許可情報の消防機関との共有</p> <p>④ その他必要事項</p>
2-4-8	(追加)	<p>(3) 消火活動体制の整備</p> <p>① 消防本部</p> <p>消防本部は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制の整備に努める。</p> <p>また、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。</p> <p>② 消防団</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等に努める。
2-4-9	(3) 消防資機材等の整備 林野火災においては、消防自動車の進入、放水がほとんど不可能であるので、林野所有者又は管理者は、早期消火に必要な資機材の整備に努める。	(4) 消防資機材等の整備 水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、県や国と連携し、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化に努めるとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。
2-4-9	(4) 相互応援体制の整備 (5) ヘリコプターの要請	(5) 相互応援体制の整備 (6) ヘリコプターの要請

3章 災害応急対策計画

ページ	旧	新
3-1-2	<p>(1) 彦根地方気象台等の発表する予警報等</p> <p>【表中：特別警報】</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮を伴った現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。</p> <p>【表中：警報】</p> <p>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。</p> <p>【表中：注意報】</p> <p>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。</p>	<p>(1) 彦根地方気象台等の発表する予警報等</p> <p>【表中：特別警報】</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風雪を伴った現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。</p> <p>【表中：警報】</p> <p>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。</p> <p>【表中：注意報】</p> <p>大雨、洪水、大雪、強風、風雪によって災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。</p>
3-1-2	<p>(2) 彦根地方気象台等の発表する予警報等</p> <p>【表中：記録的短時間大雨情報】</p> <p>滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p>	<p>(1) 彦根地方気象台等の発表する予警報等</p> <p>【表中：記録的短時間大雨情報】</p> <p>滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。</p>
3-1-9	<p>(2) 気象予警報等の伝達系統</p> <p>西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社</p>	<p>(3) 気象予警報等の伝達系統</p> <p>NTT西日本株式会社またはNTT東日本株式会社</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
3-1-13	<p>第2 風水害時の活動体制</p> <p>1 基本方針</p> <p>市域において風水害が発生、又は発生するおそれがある場合、気象予警報等の区分に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策の万全を期す。</p>	<p>第2 風水害時の活動体制</p> <p>1 基本方針</p> <p>市域において風水害が発生、又は発生するおそれがある場合、気象予警報等の区分に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策の万全を期す。</p> <p>災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。また、従事する職員の健康管理等を徹底する。</p>
3-1-18	<p>【災害対策本部 任務分担表】</p> <p>産業観光部 (追加)</p> <p>教育委員会 教育改革推進室</p> <p>教育委員会 すこやか教育推進課</p>	<p>【災害対策本部 任務分担表】</p> <p>産業観光部 北近江農臣博覧会推進室</p> <p>教育委員会 教育改革推進課</p> <p>教育委員会 学校給食課</p>
3-1-19	<p>① 災害対策本部の設置及び廃止基準</p> <p>ア 設置基準</p> <p>(1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められるとき。</p>	<p>① 災害対策本部の設置及び廃止基準</p> <p>ア 設置基準</p> <p>(1) 大規模な災害のおそれがあり、当該災害の規模、地域の状況等を勘案し、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき。</p>
3-1-24 ～25	<p>【災害対策本部 任務分担表】</p> <p>産業観光部 (追加)</p> <p>教育委員会 教育改革推進室</p> <p>教育委員会 すこやか教育推進課</p>	<p>【災害対策本部 任務分担表】</p> <p>産業観光部 北近江農臣博覧会推進室</p> <p>教育委員会 教育改革推進課</p> <p>教育委員会 学校給食課</p>
3-1-24	<p>【災害対策本部 任務分担表】市民協働部</p> <p>自治会・自主防災組織との連絡調整</p> <p>所管施設の被害状況調査</p> <p>被害情報の記録、整理</p> <p>外国人への情報提供</p>	<p>【災害対策本部 任務分担表】市民協働部</p> <p>自治会・自主防災組織との連絡調整</p> <p>所管施設の被害状況調査</p> <p>被害情報の記録、整理</p> <p>外国人への情報提供</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>文化財の被害調査</p> <p>関係団体・機関との調整</p>	関係団体・機関との調整
3-1-25	<p>【災害対策本部 任務分担表】産業観光部</p> <p>農林水産業施設の被害調査</p> <p>農業用ため池の被害調査</p> <p>商工関係の被害調査</p> <p>観光関係の被害調査</p> <p>所管施設の被害状況調査</p> <p>観光客等への情報提供</p> <p>食料の調達及び保管</p> <p>生活必需品の調達、外部機関への物資要請、保管及び配給</p> <p>寝具、食料等の調達及び配布</p> <p>物資集積拠点の開設・運営</p> <p>緊急物資等の移送・輸送</p> <p>輸送等に必要な車両等の調達</p> <p>農林水産業施設の復旧対策</p> <p>産業復旧、雇用対策</p>	<p>【災害対策本部 任務分担表】産業観光部</p> <p>農林水産業施設の被害調査</p> <p>農業用ため池の被害調査</p> <p>商工関係の被害調査</p> <p>観光関係の被害調査</p> <p>所管施設の被害状況調査</p> <p>観光客等への情報提供</p> <p>食料の調達及び保管</p> <p>生活必需品の調達、外部機関への物資要請、保管及び配給</p> <p>寝具、食料等の調達及び配布</p> <p>物資集積拠点の開設・運営</p> <p>緊急物資等の移送・輸送</p> <p>輸送等に必要な車両等の調達</p> <p>農林水産業施設の復旧対策</p> <p>産業復旧、雇用対策</p> <p>文化財の被害調査</p>
3-1-26	<p>(3) 出動</p> <p>出動命令は、おおむね次の状況の際に発するものとする。</p> <p>① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。</p>	<p>(3) 出動</p> <p>出動命令は、おおむね次の状況の際に発するものとする。</p> <p>① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ防災危機管理監が必要と認めるとき。</p>
3-1-29	<p>[水防本部組織]</p> <p>市民生活部各課</p>	市民生活部各課室
3-2-2	1 地震災害発生時における体制と配備	1 地震災害発生時における体制と配備

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(1) 基本方針</p> <p>(略) また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検討等を踏まえた改訂などをを行うものとする。</p> <p>なお、業務継続計画に、～（略）～重要な行政データのバックアップについて定めておくものとする。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>(略) また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練や過去の災害教訓を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検討等を踏まえた改訂などをを行うものとする。</p> <p>なお、業務継続計画に、～（略）～重要な行政データのバックアップについて定めておくものとする。</p> <p>災害対応にあたっては、従事する職員の健康管理等を徹底する。</p>
3-2-4	<p>(4) 地震災害発生時の配備</p> <p>初動班</p> <p>避難所班</p>	<p>(4) 地震災害発生時の配備</p> <p>初動班員</p> <p>避難所班員</p>
3-2-10	<p>3 緊急初動体制における各部局の主な任務</p> <p>産業観光部 （追加）</p> <p>教育委員会 教育改革推進室</p> <p>教育委員会 すこやか教育推進課</p>	<p>3 緊急初動体制における各部局の主な任務</p> <p>産業観光部 北近江豊臣博覧会推進室</p> <p>教育委員会 教育改革推進課</p> <p>教育委員会 学校給食課</p>
3-3-1	<p>また、「滋賀県防災プラン」の実行計画2「寄り添い型・協働型避難者支援を実現する」の内容を参考に取組を行う。</p>	<p>また、「第2次滋賀県防災プラン」の実行2「災害時要支援者や多様なニーズに配慮した避難支援」の内容を参考に取組を行う。</p>
3-3-6	<p>(3) 助言の窓口</p> <p>② 土砂災害関係</p> <p>土木交通部砂防課または長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所</p>	<p>(3) 助言の窓口</p> <p>② 土砂災害関係</p> <p>土木交通部流域政策局または長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所</p>
3-3-10	<p>(2) 福祉避難所（福祉避難室）の設置</p> <p>市は、一般の避難所生活が困難であるしがい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所について</p>	<p>(2) 福祉避難所（福祉避難室）の設置</p> <p>市は、一般の避難所生活が困難であるしがい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所について</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	ては、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、 福祉避難所として指定避難所を指定し 、必要数を設置する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。	ては、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、 福祉避難所として指定し 、必要数を設置する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
3-3-11	(1) 基本方針 市本部は、～（略）～ 広域一時滞在を実施する。	(1) 基本方針 市本部は、～（略）～ 広域一時滞在を実施する。 広域一時滞在の実施に際しては、受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。
3-3-19	(1) 被害情報の収集、災害対策本部への報告 ① 情報の収集 災害が発生した場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて 関係機関と緊密に連絡を行い 、被害の状況、その他災害応急対策活動に必要な、あらゆる情報の収集に努める。	(1) 被害情報の収集、災害対策本部への報告 ① 情報の収集 災害が発生した場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて 関係行政機関、関係地方公共団体、登録被災者援護協力団体等 に対し、 資料・情報の提供等の協力を求め 、被害の状況、その他災害応急対策活動に必要な、あらゆる情報の収集に努める。 天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災 I o T システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。
3-3-24	(2) 被害の調査、報告 [災害の被害認定基準] 表 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 及び 道路、港湾、漁港 及び 、下水道とする。	(2) 被害の調査、報告 [災害の被害認定基準] 表 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、 下水道、公園及び水道 とする。

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
3-3-26	<p>③ 被害即報の伝達系統</p> <p>イ 県本部への報告ができない場合は、国（消防庁）に対し、直接報告を行う。この場合、県本部への通信が回復した段階で、速やかに県本部への報告（国へ既に報告した旨を含む）を行う。</p>	<p>③ 被害即報の伝達系統</p> <p>イ 県本部への報告ができない場合は、国（消防庁）に対し、直接報告を行う。この場合、県本部への通信が回復した段階で、速やかに県本部への報告（国へ既に報告した旨を含む）を行う。</p> <p>また、必要に応じて新総合防災情報システム（S O B O – W E B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。</p>
3-3-30	<p>第1フェーズ（発生から3時間程度）：初動体制</p> <p>① 本部の立ち上げ (略)</p> <p>④ 災害派遣医療チーム(DMATT)派遣要請（他府県含む）</p>	<p>第1フェーズ（発生から3時間程度）：初動体制</p> <p>① 保健医療福祉調整本部・保健医療福祉調整地方本部の立ち上げ (略)</p> <p>④ 災害派遣医療チーム(DMATT)派遣要請（他都道府県含む）</p>
3-3-30	<p>第3フェーズ（4日から2週間）</p> <p>① 医療救護班の派遣、こころのケアチーム（DPAT）の活動調整</p> <p>② 他府県からの医療救護班の受入要請</p>	<p>第3フェーズ（4日から2週間）</p> <p>① 医療救護班の派遣、こころのケアチーム（DPAT）、災害支援ナースの活動調整</p> <p>② 他都道府県からの医療救護班の受入要請</p>
3-3-30	<p>(2) 災害派遣医療チーム（DMATT）及び医療、助産救護班、こころのケアチーム（DPAT）の派遣要請</p> <p>市本部は、必要な場合、県知事との協定に基づき、県保健医療調整本部を通じて、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMATT）の派遣要請を行うとともに、医療、助産救護、こころのケア活動を必要と認めたときは、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会、応援主管府県等の関係機関に医療、助産救護班、こころのケアチーム（DPAT）の派遣を要請する。</p>	<p>(2) 災害派遣医療チーム（DMATT）及び医療救護班、こころのケアチーム（DPAT）、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム（DIC-T）等の派遣要請</p> <p>市本部は、必要な場合、県知事との協定に基づき、県保健医療福祉調整本部を通じて、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMATT）の派遣要請を行うとともに、医療、こころのケア活動を必要と認めたときは、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会、応援主管府県等の関係機関に医療救護班、こころのケアチーム（DPAT）の派遣を要請する。</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
3-3-31	<p>② 災害医療コーディネーター</p> <p>医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県本部及び地方本部において、災害医療を指揮統括する。</p>	<p>② 災害医療コーディネーター</p> <p>医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、消防、警察、自衛隊、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地方本部等において、災害医療を指揮統括する。</p>
3-3-31	(新設)	<p>③ 災害時人工透析リエゾン</p> <p>人工透析に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターとともに、助言および調整の支援を行う。</p> <p>④ 災害時小児周産期リエゾン</p> <p>小児・周産期に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターとともに、助言および調整の支援を行う。</p> <p>⑤ 災害薬事コーディネーター</p> <p>保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う。</p>
3-3-31	<p>③ 医療、助産救護班、こころのケアチーム (D P A T)</p> <p>各医療関係団体及び関係機関が派遣する医療チーム。原則として市本部が設置する救護所において医療、助産活動等を行う。</p> <p>【医療救護班の業務】</p> <p>(略：ア～エ)</p> <p>【助産救護班の業務】</p> <p>—ア 分娩の介助</p> <p>—イ 分娩前後の処理</p> <p>—ウ 衛生材料の支給</p>	<p>⑥ 医療救護班、こころのケアチーム (D P A T)、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム (D I C T)等</p> <p>各医療関係団体及び関係機関が派遣する医療チーム。原則として市本部が設置する救護所等において医療活動を行う。</p> <p>【医療救護班の業務】</p> <p>(略：ア～エ)</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>④ こころのケアチーム（D P A T）の業務 (略：ア～エ) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【こころのケアチーム（D P A T）の業務】 (略：ア～エ)</p> <p>【災害支援ナースの業務】</p> <p>ア 被災地住民の健康維持・確保に必要な看護を提供</p> <p>イ 被災地看護職員の心身の負担を軽減し支える</p> <p>【災害時感染制御支援チーム（D I C T）】</p> <p>ア 避難所等における衛生環境の維持</p> <p>イ 被災地 ICT（院内感染対策）チームの支援</p>
3-3-31 ～32	(新設)	<p>⑦ 災害派遣医療チーム（D M A T）の活動と並行して、また災害派遣医療チーム（D M A T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本赤十字社、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会、日本栄養士会災害支援チーム、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、指定避難所・救護所も含めて被災地における保健医療福祉提供体制の確保をはかる。</p> <p>保健医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部では、派遣の調整を市町と連携して行う。</p>
3-3-32	<p>(5)医療、助産救護班の派遣要請</p> <p>被害の程度が深刻で、本市における医療救護体制のみでは応急医療対策の実施が不十分と判断される場合、県災害医療湖北地方本部を通じて県保健医療調整本部に対し医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣要請を行う。</p>	<p>(5)医療救護班、こころのケアチーム（D P A T）の派遣要請</p> <p>被害の程度が深刻で、本市における医療救護体制のみでは応急医療対策の実施が不十分と判断される場合、県災害医療湖北地方本部を通じて県保健医療福祉調整本部に対し医療救護班、こころのケアチーム（D P A D）の派遣要請を行う。</p>
3-3-34	<p>2 市が行う広報活動</p> <p>(1) 広報活動の方法</p> <p>広報活動は、同報系防災行政無線、広報車、各戸訪問、広報誌、メール・</p>	<p>2 市が行う広報活動</p> <p>(1) 広報活動の方法</p> <p>広報活動は、同報系防災行政無線、広報車、各戸訪問、広報誌、メール・</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	SNS配信システム等による広報（長浜市安全・安心メール配信システム等）等により、消防団、自主防災組織、ボランティア組織、自治会、自衛隊等の防災関係機関等の協力を得ながら行う。	SNS配信システム等による広報（長浜市安全・安心メール配信システム等）等により、消防団、自主防災組織、ボランティア組織、自治会、自衛隊等の防災関係機関等の協力を得ながら行う。
3-3-38	(4) 道路対策のための緊急出動 ① 被害状況等の緊急調査 工 収集した道路に関する情報は、災害対策本部に報告するとともに、県本部に報告する。	(4) 道路対策のための緊急出動 ① 被害状況等の緊急調査 工 収集した道路に関する情報は、災害対策本部に報告するとともに、県本部及び国（国土交通省、農林水産省）に報告する。
3-3-39	③ 交通状況の把握 県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知器、光ビーコン等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。	③ 交通状況の把握 県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知器、光ビーコン等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
3-3-40	⑩ 緊急通行車両の確認等 災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付するものとする。（後段に移動） 災害発時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者は、災害発生より前において、警察に緊急通行車両であることの確認の申出を行い、緊急通行車両確認証明書および標章を交付を受けるなど、事前の緊急通行車両の確認を推進する。	⑩ 緊急通行車両の確認等 県警察は、災害発時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両の確認を推進する。 災害発時においては、県警察は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。
3-3-41	(7) 緊急輸送のための交通の確保 ② 道路啓開等 (追加)	(7) 緊急輸送のための交通の確保 ② 道路啓開等 ア 道路管理者は、道路啓開計画に基づき、交通管理者や関係機関と連携し、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正、放置車両等の撤去を行うものとする。

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>ア 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>イ 国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町に対し、知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。</p>	<p>イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p>
3-3-41	<p>(2) 応急対策等</p> <p>① 応急対策</p> <p>災害によって港湾施設に被害がでた場合、港湾（漁港）管理者は被害状況を的確に把握し、県本部に報告する。</p>	<p>(2) 応急対策等</p> <p>① 応急対策</p> <p>災害によって港湾施設に被害がでた場合、港湾（漁港）管理者は被害状況を的確に把握し、県本部及び国（国土交通省、農林水産省）に報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う。</p>
3-3-43	<p>2 県等に対する協力要請</p> <p>（新設）</p>	<p>2 県等に対する協力要請</p> <p>（5）指定行政機関等への協力要請</p> <p>市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。</p> <p>県を通じた要請ができない場合は、その旨及び当該市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p>
3-3-46 ～47	<p>(7) 受入れ体制の整備</p> <p>応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、文化施設、公共施設、公園、グラウンド、宿泊施設等を、車両、資機材置場、宿舎等のた</p>	<p>(7) 受入れ体制の整備</p> <p>応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、文化施設、公共施設、公園、グラウンド、宿泊施設等を、車両、資機材置場、宿舎等のた</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>めの拠点として提供する。</p> <p>応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受入れる各受援担当において主体的に実施することとし、全体調整を『事務局』が行う。ただし、避難所での必要物資の調整、物資集積拠点の管理については『産業観光部』が、ボランティアの受入れ等については『健康福祉部』が行う。詳細は、「長浜市受援計画」による。</p>	<p>めの拠点として提供する。宿泊場所の確保が困難な際は、予めリスト化したホテル、旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの活用を検討する。</p> <p>応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受入れる各受援担当において主体的に実施することとし、全体調整を『事務局』が行う。ただし、避難所での必要物資の調整、物資集積拠点の管理については『産業観光部』が、ボランティアの受入れ等については『健康福祉部』が行う。詳細は、「長浜市受援計画」による。</p> <p>応援職員等の執務スペースの確保に際しては、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>
3-3-53	<p>(4) 航空交通の確保</p> <p>地上の輸送が不可能な場合、県に防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによる緊急輸送を要請する。</p> <p>また予め指定した候補地の中からヘリポートを開設し、県及び関係機関にその周知徹底を図る。</p>	<p>(5) 航空交通の確保</p> <p>地上の輸送が不可能な場合、県に防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによる緊急輸送を要請する。また予め指定した候補地の中からヘリポートを開設し、県及び関係機関、住民等にその周知徹底を図る。</p>
3-3-63	<p>(2) 災害危険箇所の緊急調査</p> <p>なお、地域防災計画に記載された防災重点ため池の管理者は、防災重点ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、自主的に緊急点検を実施し、その結果を市に報告する。</p>	<p>(2) 災害危険箇所の緊急調査</p> <p>なお、地域防災計画に記載された防災重点農業用ため池の管理者は、防災重点農業用ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、自主的に緊急点検を実施し、その結果を市に報告する。</p>
3-4-1	<p>第4節 応急対策期の活動</p> <p>第1 災害対策要員の拡充 (略)</p> <p>また、「滋賀県防災プラン」の実行計画1「多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する」及び実行計画5「県と市町、市町間の連携を強化する」の内容を参考に取組を行う。</p>	<p>第4節 応急対策期の活動</p> <p>第1 災害対策要員の拡充 (略)</p> <p>また、「第2次滋賀県防災プラン」の実行3「災害時の輸送ネットワークの確保」の内容を参考に取組を行う。</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
3-4-1	<p>2 法による従事</p> <p>(表内 従事命令) 災害救助法第7条、災害対策基本法第71条</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師</p> <p>2. 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士</p> <p>3. 土木技術者、派遣技術者</p> <p>4. 大工、左官、とび職</p> <p>5. 土木業者、建築業者及びそれらの者の従業者</p> <p>6. 地方鉄道業者及びその従業者</p> <p>7. 軌道経営者及びその従業者</p> <p>8. 自動車運送事業者及びその従業者</p> <p>9. 船舶運送事業者及びその従業者</p> <p>10. 港湾運送業者及びその従業者</p>	<p>2 法による従事</p> <p>(表内 従事命令) 災害救助法第7条、災害対策基本法第71条</p> <p>1. 医師、歯科医師、薬剤師</p> <p>2. 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士</p> <p>3. 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、又は指定障害児相談支援若しくは指定計画相談支援に従事する者</p> <p>4. 土木技術者、派遣技術者</p> <p>5. 大工、左官、とび職</p> <p>6. 土木業者、建築業者及びそれらの者の従業者</p> <p>7. 地方鉄道業者及びその従業者</p> <p>8. 軌道経営者及びその従業者</p> <p>9. 自動車運送事業者及びその従業者</p> <p>10. 船舶運送業者及びその従業者</p> <p>11. 港湾運送業者及びその従業者</p>
3-4-5～ 6	<p>① 災害が発生した場合</p> <p>工 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合</p> <p>(追加)</p> <p>オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合</p> <p>(追加)</p>	<p>① 災害が発生した場合</p> <p>工 災害が隔絶した地域に発生したものである被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合 (施行令第1条第3号)</p> <p>(ア) 被災者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成25年内閣府令第68号第1条)</p> <p>オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合 (施行令第1条第4号)</p> <p>(ア) 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(平成25年内閣府令第68号第2条第1号)</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	(追加)	(1)被災者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年内閣府令第 68 号第 2 条第 2 号)
3-4-6	② 災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。	② 災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく特定災害対策本部等を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該所管区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。(法第 2 条第 2 項)
3-4-8	① 災害が発生した場合の救助 ク 被災した住宅の応急修理 (追加) (追加) ケ 学用品の給与	① 災害が発生した場合の救助 ク 被災した住宅の応急修理 (ア)住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (イ)日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ケ 学用品の供与
3-4-8	(2) 知事への報告 救助の実施に関し、知事の職權の一部の委任を受けた市長は、その職權を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。	(2) 知事への報告 救助の実施に関し、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた市長が、その事務を執行したとき、市長は速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。
3-4-11	第 3 被災者への救援活動 1 基本方針 (略) また、県及び市町は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、予め登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	第 3 被災者への救援活動 1 基本方針 (略) また、県及び市は、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、予め登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設するとともに、効率的な運営ができるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するほか、物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		送体制を確保する。
3-4-11	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の開設及び避難者の収容</p> <p>(追加)</p> <p>② 避難所開設責任者（避難所班）は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても収容する。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 災害対策本部は、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図る。</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の開設及び避難者の収容</p> <p>② 避難所開設責任者（避難所班）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</p> <p>③ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても収容する。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 災害対策本部は、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図る。</p>
3-4-11 ～12	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>③ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難所を開設した場合、相談窓口（要配慮者用の相談窓口を含む）を速やかに設置し、要配慮者に必要な支援、男女双方の視点に基づく配慮等、避難者及び要配慮者のニーズの把握に努める。</p>	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>③ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難所を開設した場合、運営における女性や子育て家庭の参画を推進し、また、相談窓口（要配慮者用の相談窓口を含む）を速やかに設置し、要配慮者に必要な支援、男女双方の視点に基づく配慮、こども・若者の居場所の確保等、避難者及び要配慮者のニーズの把握に努める。</p>
3-4-12	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>(追加)</p>	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>⑧ 避難開設責任者（避難所班）は、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、予め避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	(追加)	<p>⑨ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努め、炊き出しにより適温な食事を提供できるよう学校給食施設等の場所や調理器具を確保するほか、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための浴室の設置状況等を把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>⑩ 避難所開設責任者（避難所班）は、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、トイレ、授乳室（搾乳スペース含む）の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>
3-4-12 ～13	(追加)	⑪ 避難所開設責任者（避難所班）は、女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起ポスターの掲載、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、女性やこども等の安全の確保に努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
3-4-13	（「第2章予防計画 第8避難体制の整備 2避難地、避難路、避難場所等の整備 (4)避難所における良好な生活環境の確保と感染症対策」から移動）	⑫ 避難所開設責任者（避難所班）は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
3-4-13	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>⑨ ペットを同行する避難者の安全な避難の促進とペットの安全を守るために、避難所にペットを収容できるスペースの確保を図るものとする。</p> <p>⑩ 避難所開設責任者（避難所班）は、～（略）～、防災行政無線や電話あるいはFAX等、可能な手段で行う。</p>	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>⑬ 家庭動物を同行する避難者の安全な避難の促進と家庭動物の安全を守るために、避難所に家庭動物を収容できるスペースを確保し、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。</p> <p>⑭ 避難所開設責任者（避難所班）は、～（略）～、防災行政無線や電話あるいはFAX等、可能な手段で行う。</p>
3-4-13	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>⑪ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、（仮称）「避難所運営マニュアル（感染症対策編）」に基づき、感染拡大防止に取り組む。</p>	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>⑯ 新型インフルエンザ等感染症（指定感染症および新感染症を含む。）の発生時における被災に備え、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、「避難所運営マニュアル（感染症対策編）」に基づき、感染拡大防止に取り組む。対策にあたっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し対応策を検討する。</p>
3-4-13	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>（追加）</p>	<p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p>⑯ 市は、避難所の生活環境を確保するため、簡易トイレ、トイレカーラー、トイレトレーラー等を組み合わせ、より快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</p>
3-4-13 ～14	（追加）	<p>(5) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>① 在宅避難者</p> <p>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。</p> <p>② 車中泊避難者</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
3-4-14	(2) 飲料水の確保 (追加) ⑤ 貯水槽等（豊公園配水場 5,000 トン、その他）の活用を図る。	(2) 飲料水の確保 ⑤ 市は、平時より自治会や自主防災組織と一体となって、住民1人1日当たり約3リットルを目安に2日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。 ⑥ 貯水槽等（豊公園配水場 5,000 トン、その他）の活用を図る。
3-4-14	(3) 給水計画 災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を策定し、応急給水を実施する。	(3) 給水計画 災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水を実施する。
3-4-16	4 食料の供給 (4) 食料の確保 ① 応急食料の必要量の把握を行い、その確保に努める。	4 食料の供給 (4) 食料の確保 ① 市は、平時より自治会や自主防災組織と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制の整備に努める。
3-4-17	④ 配給の方法 避難所における食料の配給は、避難所開設責任者が、自治会等の協力により実施する。配給にあたっては、乳幼児に適した粉ミルク等、高齢者、しうがいのある人、アレルギー疾患者等に適した食品を調達し供与する。	④ 配給の方法 避難所における食料の配給は、避難所開設責任者が、自治会等の協力により実施する。配給にあたっては、乳幼児に適した粉ミルク・液体ミルク等、高齢者・重症心身しうがい者等に適した食品、アレルギー疾患者等に適した食品を調達し供与する。 なお、授乳支援等においては、授乳アセスメントシートの活用により普

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		段の授乳方法や希望等を聞き取るなど、母親や乳幼児に必要な配慮に努める。
3-4-17	⑤ 炊き出し 避難が行われたときは、炊き出しを実施するものとし、自主防災組織、自治会、災害ボランティア等に協力を依頼して、避難地、避難所内、又はその近くのまちづくりセンター、自治会館、(追記) 等適当な場所で行うものとする。炊き出しは衛生面に十分留意して行う。	⑤ 炊き出し 避難が行われたときは、炊き出しを実施するものとし、自主防災組織、自治会、災害ボランティア等に協力を依頼して、避難地、避難所内、又はその近くのまちづくりセンター、自治会館、学校給食施設等適当な場所で行うものとする。炊き出しは衛生面に十分留意して行う。
3-4-19	(1) 応急生活必需品 なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。	(3) 応急生活必需品 なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、製品の選定にあたって女性職員や防災会議の女性委員の意見を聞くものとする。
3-4-22	8 要配慮者支援 (1) 方針 なお、福祉ニーズに対応するために、有資格者の派遣が必要と考えられる場合、県本部に対し、関係団体等との協定に基づく人材派遣を要請する。	8 要配慮者支援 (1) 方針 なお、保健医療福祉ニーズに対応するために、有資格者の派遣が必要と考えられる場合、県本部に対し、関係団体等との協定に基づく人材派遣や、物資の供給等について要請する。
3-4-26	⑤ 要配慮者相談窓口の設置 また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。	⑤ 要配慮者相談窓口の設置 また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。
3-4-34	(3) 避難所における動物の適正な飼養 ② 必要に応じ、被災者の愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。	(3) 避難所における動物の適正な飼養 ② 市町は自らが設置する避難所に隣接して、被災者支援等の観点から愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
3-4-37	(1) 方針 被災地において溢れるごみ等の廃棄物処理及びし尿の清掃等を、迅速かつ適切に処理し、環境の悪化を防ぐ。なお、災害時における廃棄物処理に関して、(追記) 市は湖北広域行政事務センターと連携し、災害時における廃棄物処理体制を確立する。	(1) 方針 被災地において溢れるごみ等の廃棄物処理及びし尿の清掃等を、迅速かつ適切に処理し、環境の悪化を防ぐ。なお、災害時における廃棄物処理に関して、長浜市・米原市災害廃棄物処理計画に基づき、市は湖北広域行政事務センターと連携し、災害時における廃棄物処理体制を確立する。
3-4-38	[ごみ処理施設] ワイングプラザ 残余容量 84,763 m ³ (R4.12 現在) 余呉一般廃棄物最終処分場 残余容量 12,248 m ³ (R3.11 現在)	[ごみ処理施設] ワイングプラザ 残余容量 81,582 m ³ (R6.11 現在) 余呉一般廃棄物最終処分場 残余容量 11,298 m ³ (R6.12 現在)
3-4-38	(追加)	[し尿処理施設] エコパーク湖北（汚泥再生処理センター） 湖北広域行政事務センター 木尾町 1224 番地 し尿・浄化槽汚泥 49k リットル/日
3-4-41～42	② 計画の内容 才 水害廃棄物処理 (略) ・既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、(追記)、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。	② 計画の内容 才 水害廃棄物処理 (略) ・既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、廃棄物のストックヤードの設置のほか、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
3-4-43～44	才 震災廃棄物処理 (略) 既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、(追記) 仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。	才 震災廃棄物処理 (略) 既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、廃棄物のストックヤードの設置のほか、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
3-4-52	5 文化財対策 (市民協働部)	5 文化財対策 (産業観光部)

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
3-4-54	<p>② 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>ア 情報の収集・報告</p> <p>(イ) 当社被害情報</p>	<p>② 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>ア 情報の収集・報告</p> <p>(イ) 関西電力および関西電力送配電の被害情報</p>
3-4-55	<p>② 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>イ 情報の集約</p> <p>被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p>	<p>② 災害時における情報の収集、連絡</p> <p>イ 情報の集約</p> <p>被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p>
3-4-55	<p>③ 災害時における広報</p> <p>イ 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>	<p>③ 災害時における広報</p> <p>イ 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびレアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>
3-4-55	<p>④ 要員の確保</p> <p>ア 対策組織要員の確保</p> <p>(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、予め定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p>(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、予め定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。</p>	<p>④ 要員の確保</p> <p>ア 対策組織要員の確保</p> <p>(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、予め定められた対策組織要員は、気象、地震情報、その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p>(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、予め定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。</p>
3-4-55	<p>④ 要員の確保</p> <p>イ 復旧要員の広域運営</p>	<p>④ 要員の確保</p> <p>イ 復旧要員の広域運営</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	関西電力・関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送变電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。	関西電力・関西電力送配電は、他電力会社、他送配電事業者および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。
3-4-55	⑤ 災害時における復旧用資機材の確保 関西電力・関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。	⑤ 災害時における復旧用資機材の確保 関西電力および関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。
3-4-56	イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、予め調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。	イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、予め関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。
3-4-56	⑥ 災害時における電力の融通 災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。	⑥ 災害時における電力の融通 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。
3-4-56	⑦ 災害時における危険予知措置 電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を続けるが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	⑦ 災害時における危険予知措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
3-4-56	⑨ 災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。	⑨ 災害時における自衛隊の派遣要請 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。
3-4-56	⑩ 災害時における応急対策工事	⑩ 災害時における応急工事
3-4-57	(3) 復旧計画	(3) 復旧計画

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>① 復旧計画の策定</p> <p>対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、上位機関の対策組織にすみやかに報告する。</p>	<p>① 復旧計画の策定</p> <p>関西電力および関西電力送配電は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。</p>
3-4-58	<p>(3) 復旧計画</p> <p>② 復旧順位</p> <p>復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</p>	<p>(3) 復旧計画</p> <p>② 復旧順位</p> <p>復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。</p>
3-4-75	<p>5 被災した住宅の応急修理</p> <p>(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>② 対象者</p> <p>災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</p> <p>③ 応急修理内容</p> <p>住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。</p>	<p>5 被災した住宅の応急修理</p> <p>(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>② 対象者</p> <p>地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</p> <p>③ 応急修理</p> <p>住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。</p> <p>災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。</p>
3-4-76	5 被災した住宅の応急修理	5 被災した住宅の応急修理

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>② 対象者</p> <p>災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p>③ 応急修理内容</p> <p>応急修理は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、欠くことのできない部分について行う。</p>	<p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>② 対象者</p> <p>地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p>③ 応急修理</p> <p>被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。</p> <p>災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。</p>
3-4-79	<p>(3) 災害応急対策</p> <p>イ 応急工事</p> <p>復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急工事に着手する。</p>	<p>(3) 災害応急対策</p> <p>イ 応急工事</p> <p>復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき、農林水産大臣に報告するとともに、事前打合せを行い、応急工事に着手する。</p>

4章 大規模事故災害等応急対策計画

ページ	旧	新
4-2-13	第8 林野火災対策 2 情報の収集・連絡系統 災害が発生した場合の一般的な情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。	第8 林野火災対策 2 情報の収集・連絡系統 災害が発生した場合の一般的な情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。 消防本部は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況の的確な把握に努める。
4-2-14	4 活動体制 (追加)	4 活動体制 市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。 林業関係事業者は、市及び消防機関、警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。
4-2-14	(略) (追加)	(略) 5 消火活動 消防本部等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。 消火活動に当たっては、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。 また、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。
4-2-14	(追加)	6 応援要請

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
~15	<p>(3) 空中消火の要請 (略)</p> <p>(4) 航空隊等の受入れ体制 円滑な空中消火を実施するため、次の措置を講ずる。 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 応援要請体制 市及び消防本部は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。</p> <p>(2) 空中消火の要請 (略)</p> <p>(3) 航空隊等の受入れ体制 市及び消防本部は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努め、次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 他市町村への応援派遣 他市町村の要請に基づき派遣する応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用し、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・険路でも走行可能な車両を適切に活用する。 また、実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。</p>
4-2-15	<p>5 その他の災害応急対策</p> <p>6 資料の作成</p>	<p>7 その他の災害応急対策</p> <p>8 資料の作成</p>

5章 原子力災害対策計画

ページ	旧	新
5-1-2	<p>(2) 気象</p> <p>福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東の風が最も多く平均風速は、平年値（1991～2020年）で4.1m/sである。</p> <p>福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して西北西の風が最も多い。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏季を除いては北西の風が最も多い。</p> <p>（気象庁の観測所データを使用、統計期間は1991～2020年）</p>	<p>(2) 気象</p> <p>福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く平均風速は、平年値（1991～2020年）で4.1m/sである。</p> <p>福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多い。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏季を除いては北北西の風が最も多い。</p> <p>（気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2023年12月、今津および長浜1978年11月～2023年12月）</p>
5-1-4	<p>(5) 拡散予測を行う日の選定</p> <p>日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については、小浜のアメダスデータをもとに、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い（～1m/s）日を選定する。</p>	<p>(5) 拡散予測を行う日の選定</p> <p>日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については、小浜のアメダスデータをもとに、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が小さい（～1m/s）日を選定する。</p>
5-1-16	[独立行政法人水資源機構（琵琶湖開発総合管理所）]	[独立行政法人水資源機構（琵琶湖総合管理所）]
5-2-4	<p>第6 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（追加）</p>	<p>第6 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（7）しうがい者の防災情報取得等に関する施策の推進</p> <p>市は県と連携し、しうがいの種類および程度に応じてしうがい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようとするた</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
		め、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。また、しうがいの種類および程度に応じてしうがい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進その他の必要な施策を講じるよう努める。
5-2-11	2 避難所等の整備 (1) 避難所等の整備 市は、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等として予め指定する。	2 避難所等の整備 (1) 避難所等の整備 市は、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等として予め指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。
5-2-12	(5) 被災者支援の仕組みの整備 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。	(5) 被災者支援の仕組みの整備 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
5-2-12	(7) 避難所の管理運営 市は、避難所の運営について、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性・子どもへの暴力の防止、安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める。	(7) 避難所の管理運営 市は、避難所の運営について、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室（搾乳スペース含む）の設置、生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における女性・子どもへの暴力の防止、安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
5-2-14	9 避難場所・避難方法等の周知	9 避難場所・避難方法等の周知

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。	市は、避難、スクリーニング及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。
5-2-17	4 要配慮者等への情報伝達体制の整備 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、しうがいのある人、外国人、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。	4 要配慮者等への情報伝達体制の整備 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、しうがいのある人、外国人、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達され、必要な施策が講じられるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。
5-2-17 ～18	第13 行政機関の業務継続計画の策定 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先を予め定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。	第13 行政機関の業務継続計画の策定 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先を予め定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
5-2-18	1 原子力防災に関する知識の普及と啓発 なお、市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。	1 原子力防災に関する知識の普及と啓発 なお、市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者の視点での支援体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるほか、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。
5-2-19 ～20	1 訓練計画の策定	1 訓練計画の策定 (1) 要素別訓練等の計画

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(1) 要素別訓練等の計画 (略)</p> <p>① 災害対策本部等の設置運営訓練 (追加)</p> <p>② 緊急時通信連絡訓練</p> <p>③ 緊急時モニタリング訓練</p> <p>④ 避難中継所設営訓練 (⑨へ移動)</p> <p>⑤ 原子力災害医療訓練</p> <p>⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練</p> <p>⑦ 周辺住民避難訓練</p> <p>⑧ 消防活動訓練</p> <p>⑨ 人命救助活動訓練</p>	<p>(略)</p> <p>① 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>② オフサイトセンターへの参集訓練</p> <p>③ 緊急時通信連絡訓練</p> <p>④ 緊急時モニタリング訓練</p> <p>⑤ 原子力災害医療訓練</p> <p>⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練</p> <p>⑦ 周辺住民避難訓練</p> <p>⑧ 人命救助活動訓練 (削除)</p> <p>⑨ 避難中継所設営訓練 (④から移動)</p>
5-3-1	<p>(2) 警戒事態発生の通報があった場合</p> <p>① 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ、所在市町、関係機関等へ連絡するとされている。</p>	<p>(2) 警戒事態発生の通報があった場合</p> <p>① 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部へ連絡するとともに、県をはじめ、所在市町、関係機関等へ連絡するとされている。</p>
5-3-2	<p>(2) 警戒事態発生の通報があった場合</p> <p>③ 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとされている。</p>	<p>(2) 警戒事態発生の通報があった場合</p> <p>③ 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとることとされている。</p>
5-3-2	<p>(3) 施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町、関係周辺府県、県警察、所在市町の消防機関、最寄</p>	<p>(3) 施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府原子力事故合同対策本部、所在市町、関係周辺府県、県</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官および上席放射線防災専門官等に同時に文書を FAX で送付することとされている。</p> <p>(略)</p> <p>なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、県、原子力規制委員会及び所在市町に限るものとされており、県は原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。</p>	<p>警察、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官および上席放射線防災専門官等に同時に文書を FAX で送付することとされている。</p> <p>(略)</p> <p>なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、県、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び所在市町に限るものとされており、県は原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。</p>
5-3-3	<p>(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町、関係周辺府県、県警察、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により報告することとされており、さらに関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。</p>	<p>(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、所在市町、関係周辺府県、県警察、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により報告することとされており、さらに関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。</p>
5-3-14	<p>【災害対策本部 任務分担表】事務局</p> <p>・退避又は避難の勧告、指示又は解除</p>	<p>【災害対策本部 任務分担表】事務局</p> <p>・退避又は避難の指示又は解除</p>
5-3-22	<p>(11) 避難所における保健衛生活動</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。</p>	<p>(11) 避難所における保健衛生活動</p> <p>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。</p>
5-3-22 ～23	<p>(12) 避難所運営における女性の参画の推進等</p> <p>各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心</p>	<p>(12) 避難所運営における女性の参画の推進等</p> <p>各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する配慮するよう努める。特に、プライバ</p>

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</p> <p>各避難所運営者は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。</p>	<p>シーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室（搾乳スペース含む）の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>また女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。</p>
5-3-24	<p>(21) 学校施設等における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、予め定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。</p>	<p>(21) 学校施設等における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、予め定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。</p>
5-3-24	<p>(22) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、予め定めた避難計画等に基づき、避難させる。</p>	<p>(22) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、予め定めた避難計画等に基づき、避難させる。</p>
5-3-25	<p>第5 治安の確保及び火災の予防</p> <p>市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すよう努める。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。</p>	<p>第5 治安の確保及び火災の予防</p> <p>市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すよう努める。特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。</p>
5-3-25	1 地域生産物の出荷制限及び摂取制限	1 地域生産物の出荷制限及び摂取制限

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>市は、住民等に対する U P Z 内の屋内退避又は避難のための立退きの勧告 又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。</p>	<p>市は、住民等に対する U P Z 内の屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該指示等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。</p>
5-3-28	<p>(5) 多様な情報伝達手段の活用</p> <p>市は、情報伝達にあたって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車、レアラート（災害情報共有システム）等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。</p>	<p>(5) 多様な情報伝達手段の活用</p> <p>市は、情報伝達にあたって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、広報車、レアラート（災害情報共有システム）等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。</p>
5-4-2	<p>第 7 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>1 被災者等の生活再建支援 (追加)</p> <p>2 総合的な相談窓口等の設置</p> <p>3 災害復興基金の設立等</p>	<p>第 7 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>1 被災者等の生活再建支援</p> <p>2 きめ細かな被災者支援への対応 県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>3 総合的な相談窓口等の設置</p> <p>4 災害復興基金の設立等</p>

6章 災害復旧計画

ページ	旧	新
6-2-1	<p>第1 市民生活の支援</p> <p>災害によって被害を受けた市民が早期に生活の安定を図ることができるよう、租税の徴収猶予及び減免等の措置による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建 支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援を実施する。</p> <p>実施にあたっては、被災者への各種援助・助成制度の周知の徹底と相談窓口の設置を行い、きめ細かな対応に努める。</p>	<p>第1 被災者等への支援</p> <p>災害によって被害を受けた市民が早期に生活の安定を図ることができるよう、租税の徴収猶予及び減免等の措置による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建 支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援を実施する。実施にあたっては、被災者への各種援助・助成制度の周知の徹底と相談窓口の設置を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>また、県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行う。</p>
6-2-4	また、「滋賀県防災プラン」の 実行計画4 「被災者の生活再建を支援する」 の内容を参考に取組を行う。	また、「 第2次滋賀県防災プラン 」の内容を参考に取組を行う。
6-2-8	<p>(1) 罹災証明の対象</p> <p>① 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水</p>	<p>(1) 罹災証明の対象</p> <p>① 全壊、半壊（大規模半壊、中規模半壊、半壊）、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）</p>

7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

ページ	旧	新
7-2-1	滋賀県防災プラン	第2次滋賀県防災プラン
7-2-2	4 緊急輸送ネットワークの整備 市は、緊急輸送を確保するために各輸送手段との連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。	4 緊急輸送ネットワークの整備 3 市は、緊急輸送を確保するために各輸送手段との連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。 また、交通の途絶等により地域が孤立した場合を想定して、無人航空機等を活用した輸送手段の確保に努めるものとする。
7-2-2	4 緊急輸送ネットワークの整備 (1) 緊急輸送道路と車両による輸送 (略) (5) 輸送・集積拠点の整備 (追加)	4 緊急輸送ネットワークの整備 (1) 緊急輸送道路と車両による輸送 (略) (5) 輸送・集積拠点の整備 (6) 交通途絶の場合の無人航空機等による輸送
7-2-3	滋賀県防災プラン	第2次滋賀県防災プラン
7-3-1	2 災害対策本部の組織及び運営 災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、長浜市災害対策本部条例並びに第3章第2節「地震災害時の体制と活動」に定めるところによる。	2 災害対策本部の組織及び運営 災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、長浜市災害対策本部条例並びに第3章第2節「地震災害時の体制と活動」に定めるところによる。 災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。
7-3-5	第4 他機関に対する応援要請 1 市は、災害応急対策を実施するうえで、必要な相互応援協定を締結している。	第4 他機関に対する応援要請 1 市は、災害応急対策を実施するうえで、受援計画を定めるとともに、必要な相互応援協定を締結している。
7-3-6	第5 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止 また、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改訂	第5 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止 また、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨

長浜市地域防災計画 本編 新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>され「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）」などが発表されるため、情報の種別に応じて対応を行う。</p>	<p>大地震注意、調査終了）」を発表した際には、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和7年7月1日変更）に基づき、時間差をおいた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。</p>